

PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

令和 1 年 12 月版

第 194 回法律問題研究部会

開催日時 令和 1 年 12 月 18 日（金） 午後 1 時～午後 4 時

開催場所 TKP 上野駅前ビジネスセンター 6A

出席人数 部員 12 名、賛助部員 1 名、合計 13 名

出席者 <リーダー>

荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 顧問

<サブリーダー>

八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長

<部員>

辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長

玄 昌起 株式会社ダイナム 営業推進部 業務担当

佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 部長代理

武田 裕明 株式会社ニラク 法務部

吉田 一雄 株式会社 TRY&TRUST 監査

清水 文在 株式会社セントラル伸光 常務取締役

小林 浩 株式会社ヒカリシステム 第 1 営業部 ディレクター

武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長

小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長

志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員

<賛助部員>

石黒 勝 三本珈琲株式会社 管理部 取締役 統括本部長

1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

本件について、辻依存問題 PT リーダーより報告があった。

PCSA 自己申告・家族申告プログラムのアンケートの途中経過が報告された。今回はできれば全社に提出していただきたい。行政講話内でこの導入率に言及があり同友会の件が触れられた。ここに PCSA の導入率も明らかにしたい。現在、5500 店舗が全日遊連で計上されている。次に今年 5 月 14 日に開催された依存フォーラムが、来年 5 月 14 日に開催予定。その第 1 回実行委員会で詳細が説明された。今年は 2 部構成で時間が長かったので、今回は午後のみ 2 時間半。場所は大井町のきゅりあん。講演はホールの大野氏、ワンダーポートの中村氏、諏訪東京理科大学の篠原教授、全体のコーディネータを西村先生。次回の実行委員会は、1 月 20 日に開催予定。後は、北海道の依存症普及セミナーやワンダーポートの長野のセミナー、それらの内容を共有した。また、2020 年 1 月の依存 PT で、依存問題勉強会を開催。10 時～12 時で、ワンダーポートの中村氏に講演いただく。最近のワンダーポートの利用者とその傾向などをテーマに開催する。

2) 年末年始に向けた『子どもの車内放置事故防止対策』の徹底について

2019 年 11 月 22 日に全日遊連から発せられた掲題の通知について、内容を確認、周知徹底した。

3) 冬季の省エネルギーの取組への協力依頼について

2019年11月21日に全日遊連から発せられた掲題の通知について、内容を確認、周知徹底した。

4) 「マイナンバーカードの取得の推進」「本人確認のデジタル化、厳格化」について

事務局より本件についての説明がされた。

1) 「マイナンバーカードの取得の推進」

今年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」において、

- ・「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」（令和2年度に実施）
- ・「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」（令和3年3月から本格運用）

上記2つが「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとした。

その結果、「各府省は、本方針を踏まえ、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかける」事となった。

以上を踏まえ、警察庁生活安全局保安課 山田好孝課長から業界団体に向けた協力依頼があり、PCSA も会員企業に対し、従業員等のマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進、協力を呼びかけた。

2) 「本人確認のデジタル化、厳格化」

政府から、官民サービスをデジタル化し、個人が安全で安心してサービスを利用できるようにするために、金融取引、クレジットカード契約及び携帯契約時のコピー等のアナログ慣行を見直し、本人確認手段の電子化の普及促進を図るとの方針が示された。

以上を踏まえ、警察庁生活安全局保安課 山田好孝課長から業界団体に向けた協力依頼があり、PCSA も会員企業に対し、法令上認められた本人確認手続において、マイナンバーカード、運転免許証、旅券及び在留カード等の偽造困難な IC カードを用いた本人確認手段の電子化の促進、協力を呼びかけた。

5) 遊技機取扱主任者 規程、実施要綱 一部改正の案内 日遊協について

事務局より本件についての説明がされた。

日遊協は9月27日、全日遊連、日工組、日電協、全商協、回胴遊商に対し、遊技機取扱主任者に関する規程と実施要領の一部改正を通知した。

改正では、違反歴がなく、連続して7回目以降の更新を迎える人は、経験・知識が豊富で技術的にも習熟しているものと判断し更新時試験を免除。ただし、講習は従来通り受ける必要がある。

また、特例措置として、初回更新時の試験が地元以外の受験となった人は、初回に限り地元支部開催の試験を一般より半年間前倒しで受けられるようにしていたが、実情にそぐわなくなったためこれを撤廃。全て1年前から受験可能と統一した。また、消費税率引き上げに伴い各種手数料等を改定した。

6) 貯玉・メダル残数を会員が照会する機能について 自工会

事務局より本件についての説明がされた。

一般社団法人遊技場自動サービス機工業会（以降、自工会）が、パチンコ・パチスロ会員が自身のスマートフォンで貯玉・貯メダル残高を照会できるシステムを準備、来年夏前後のリリースを目標としている。なお、本機能については、ホール、ユーザーいずれにも費用負担を求めない。

<背景>

パチンコ業界では、過去に一部の事業者による本機能(貯玉・メダル残数をパソコン、スマホなどにより会員が照会する機能)に類似した実験的な試行はされたものの、風営法 23 条で禁止行為とされている「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること」いわゆる「預り証の発行の禁止」への抵触の懸念等もあり、現在まで実現には至っていない。

しかし、近年インターネット技術等が急速に進歩し、パソコン、スマホなどによる、銀行の口座残高照会、ネットショッピングの利用金額照会など利便性が高まり、日々更なる向上が図られている。そういった中、パチンコホールにおいても、法の適正な運用の中で他業界並みのサービス提供による会員の利便性向上のニーズ等が非常に高まってきている。

<目的>

1. 貯玉・再プレイシステムの適正な運用を踏まえた上での利便性向上。
2. 会員への貯玉・再プレイシステムの更なる安心・安全の提供。

<貯玉・メダル残数 確認方法>

会員本人がパソコン、スマホなどにより、センター事業者が運営する専用サイトにアクセスし、前日までの口座毎の貯玉残数を照会し確認する。

<実施要件>

1. ホールが、貯玉補償基金と貯玉補償事業等利用契約を、センター事業者とセンター利用契約を締結していること。
2. ホールが、センター事業者に貯玉残数提供サービス運用確認書を提出すること。

<運用に関する取り決め事項>

- ・センター事業者が管理する貯玉残数をメーカーの協力のもと本機能を実施するに当たり、仕様、運用に関する取り決め事項等を定め適正に実施する。
- ・本機能の実施にあたっては、風営法で禁止されている預り証の発行に抵触しない、或いはそのような利用ができない、表示した数値を改ざんや加工ができない等、十分に配慮した仕様、運用とする。
- ・ホール及びホールが加盟するセンター事業者、貯玉システムメーカーが協力し実施する。

7) 依存問題対策確認シートの運用開始について

事務局より本件についての説明がされた。

21世紀会は、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以降、機構）による「依存防止対策への取組み状況を確認する調査」への対応として「依存問題対策実施確認シート」（以降、確認シート）をホール 5 団体を経由して店舗に配布、月 1 回程度の頻度での記入、店舗での保持をする事とした。PCSA では、確認シートと記入要領などを PCSA 正会員に配布し、運用を依頼している。法律問題研究部会では、各社の確認シート運用の実状について情報が共有された。

8) 遊技機性能調査の結果（概要）について（機構 2019 年 11 月）

事務局より本件についての説明がされた。

平成 27 年 6 月 1 日から開始、平成 31 年 11 月までの「遊技機性能調査」の結果が機構より報告された。4 年 6 ヶ月間におけるぱちんこ遊技機の一般入賞口への入賞状況であり、平成 29 年 1 月からは、一般入賞口への入賞が検査対象のぱちんこ遊技機において 100%確認されている。

9) パチンコホール広告宣伝に関する共同研究について 理事会審議 結果報告

荒田 政雄 法律問題研究部会リーダーより本件について説明がされた。11月通常理事会にて審議、その結果非承認となった。部会ではデータベースシステムについて、また「広告宣伝で『これはダメ』ではなく、『これなら問題ない』という広告を提案して欲しい」などの意見が交わされた。

1. 目的

IR 推進の一連の過程において、2019年4月に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に、パチンコ事業者が取り組むべき依存症対策が盛り込まれ「広告宣伝の在り方」も大きく取り上げられております。その内容としては「新たな広告宣伝に関する指針作成」や「通年の普及活動の実施」、「青少年を含む一般向けの取組」などが含まれておりパチンコ産業における「広告宣伝」についても、その在り方が問われる状況になってきています。

これらにパチンコホールとして積極的に意見発信を行っていく為に、PCSA 法律問題研究部会としては、今後のパチンコホールにおける「広告宣伝」の分析・研究を進めるとともに、同時に「広告宣伝」に関するパチンコホールが抱える課題の解消につながる取り組みを行っていきたくと考えております。

なお、本ツールについては、PCSA での単独ではなく、「広告宣伝」の問題をより大きな業界課題として捉え、「パチンコ業界の諸問題に積極的に関わりを持ち、広告に関して対応及び浸透させる」ことや「広告論理の理解向上と広告の信頼性の向上を目指す」ことを趣旨・目的に掲げる「一般社団法人 ぱちんこ広告協議会」と連携し行いたいと考えております。

2. 取り組み

① 「ぱちんこ産業における広告宣伝に関する（研究）レポート」作成

- ・一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会と一般社団法人ぱちんこ広告協議会の連名により公開。
- ・パチンコ（ホール）における広告宣伝の歴史や経緯の取り纏めを行い、今後のパチンコホールの広告宣伝の在り方や方向性が議論できる 基礎資料を作る。
- ・日常営業においても、従業員の【教育ツール】としても使用可能なものとする。

（内容）

- ・【歴史経緯】「広告宣伝」に関する「過去～現在～未来」の取り纏め
※日常営業における注意点も記載
- ・【関連資料集積】「広告宣伝」に関する関連資料集積と一部解説
- ・【資料集】地域別（都道府県別）広告宣伝規制状況（全国版：約 100 ページ）

② 「ぱちんこ広告宣伝 サーチシステム～ 都道府県・地域別 実態 情報共有できるシステム」構築

- ・製作・管理・更新の主体は、一般社団法人ぱちんこ広告協議会。
- ・都度更新される地域規制についてはホームページに掲載。
- ・ホームページ掲載情報のフォーム、基本情報は PCSA 法律問題研究部会が主に 提供。

※上記、分析・研究を繰り返すことで、業界が抱える問題の 1 つである【広告宣伝】について、適切なあり方を発信していくと同時に地域の実態状況の確認共有ができることにより、ぱちんこホールの業務効率の向上も実現し、最終的にぱちんこがより社会に受け入れられ、更なる成長・発展することが出来る産業に繋げていくための一助としていく。

3. スケジュール（案）

- ・2019年11月両協会の理事会で協議。

- ・2019年12月～1月PCSA、PAAホームページにてレポート公開
- ・PAAが「ぱちんこ広告宣伝サーチシステム」公開、業界誌に向けてのプレスリリース発信

4. 費用・発行部数（案）

- ・レポート作成にかかる費用はなし。
- ・ウェブ製作・管理
- ・更新は一般社団法人ぱちんこ広告協議会（以降、PAA）が担当。

<意見>

- ・地域で対応が異なることも考慮すべき
- ・PCSAだけではなく他団体と仲間づくりをしっかりとさせた方が良い。
- ・広告は個別対応の案件が多い。是正するのは個別でしかできないと思われる。

<審議結果>

- 議長：慎重意見が多いようなので、今回は見送るという事で非承認としてよいか？
- 一同：異議なし。

10) 法律問題研究部会 質問コーナー 2019.12

Q1：遊技約款の運用について

従業員に対する迷惑行為」を直接禁止する項目がない。この理由によって出入り禁止の措置等をとる場合、約款上の根拠はどこになるのか。

PCSA 遊技約款

※PCSA ホームページ (pcsa.jp) のバナー、または、URL

http://www.pcsa.jp/yugiyakkan/pdfdata/PCSA_yugiyakkan201510_01jp.pdf

補足：現在のPCSA 共通遊技約款、条文にて「従業員に対する迷惑行為」を直接禁止する項目がない。むしろ、第3条 締結拒否（5）、第6条 解除 2（3）等を準用すれば対応可能かとは考えるが、ともに「遊技に関連し」ともあり、狭義でみると直接とは言えないのではないかが懸念。

⇒ 店内にいる限り「遊技に関連し」はすべて「遊技契約」で包括可能となっているのか。

A1：遊技約款以前の問題。従業員に迷惑行為があるお客は契約をお断りするという基本で問題ない。特に条項に根拠がなくとも、一般的には解除契約が発生すると考えられる。

A2：従業員に対する迷惑行為が第三者からしても明らかな場合は、遊技約款員を提示しなくても出入り禁止に同意するケースが殆ど。同意しない場合は第3条（5）で対応している。

Q2：改正受動喫煙防止法と遊技約款について

2020年4月1日から、遊技約款に所定の場所以外での喫煙を禁止する記述が必要ではないか。

A1：遊技約款 第5条（9）迷惑行為の禁止に含まれる。

A2：島内に掲示してある遊技ルールに追記した方が柔軟に対応可能。

11) 次回開催

開催日：令和2年1月24日（金）

時間：午後2時～5時

開催場所：TKP 上野駅前ビジネスセンター 6A

以上